

附属書B

第三十八表 日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

輸入税表番号	品名	税率
二〇九のうち 二二一のうち	とうもろこし（割らないもので飼料用のものに限る。） 豆類 一のうち大豆及びあずき 四 その他（医薬用のものを除く。） ごまの種 亜麻の種 綿の種 採油用の種（別号に掲げるものを除く。） カボックの種 てんさいの種 クローバーの種 野菜、海藻（食用に適するものに限る。）、果実及びナット 一 砂糖、糖みつ、糖水又ははちみつを加えたもののうち マラスキーノチェリー及びパイナップル（かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。） さくらんぼ（マラスキーノチェリーを除く。）、もも及びなし（かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。）	一割 一割 一割 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 二割五分 三割

（条一二・経五）

二 その他

甲 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもののうち

アスパラガス（気密容器入のものに限る。）及びさくらんぼ

グリーンピース及びトマト

乙 その他

ロ その他のうち

レモン及びライム（生のものに限る。）

干ぶどう（種なしコリント種のものを含む。）

干いちじく

胡椒の種

三〇八のうち
三一四のうち

ぶどう糖（精製したものに限る。）

注 この号において「精製」とは、化学的精製及び工業的精製のいずれをも含むものとする。

三二五

はちみつ

三二六のうち

菓子

チョコレート菓子及びチューインガム

キャンデーその他の砂糖菓子

三二〇のうち

果汁及び糖水

一のうち果汁（砂糖を加えたもので、しよ糖（天然に含有するものを含む。）の重量が全重量の百分の十をこえないものに限る。）

二 その他のうち果汁（砂糖を加えないもので、天然に含有するしよ糖の重量が全重量の百分の十をこえないものに限る。）

ソース

コンデンスミルク（粉乳を含む。）

三二七
三二八
三二九

アルコールを含まない飲料のもと（固形、泥状又は液状のものに限るものとし、砂糖を含

二割
二割五分

一割

一割五分

二割

二割五分

三割

三割五分

三割五分

三割

二割五分

二割

三割

二割五分

二割

三割

二割五分

二割

三割

むもの及び別号に掲げるものを除く。

インスタントコーヒー(ソリエーブルコーヒー)

コーヒーエキス、コーヒーエッセンス及びこれらに類するものでコーヒーを含有するもの

その他

ビール

酒類(別号に掲げるものを除く。)

バーボンウイスキー及びライウイスキー

ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するレッテルがはり付けてあり、かつ、そのレッテルが原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。

ラム

蒸りゆう酒類(ウイスキー、コニャック、ブランデー、リキュール及びラムを除く。)

飲食物(別号に掲げるものを除く。)

一 砂糖を加えたもののうち

各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きい食物

二 その他のうち

脱脂濃縮乳、脱脂コンデンスミルク及び乾燥脱脂ミルク

注 小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食の用に供する乾燥脱脂ミルクについては、その関税を免除する。

日本国は、関税率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)の規定に基づき昭和二十八年政令第百五十一号により定められている関税の免除の取扱のための手続を変更する権利を留保する。ただし、法令の改正によつて実質的に譲許の効果をなくし、又はそこなうことは、しないものとする。

二割五分

三割

二割七分五厘

四割

四割五分

四割五分

五割

三割五分

二割五分

トマトペースト及びトマトピューレー（気密容器入のものに限る。）

注 気密容器入のトマトペースト及びトマトピューレーが保税工場において輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用され、輸出されたときは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定により輸入貨物とせず、その関税を課さない。

野菜スープ及び野菜ジュース（気密容器入のものに限る。）

四〇三のうち

皮類（別号に掲げるものを除く。）

牛皮（仕上していないものに限る。）

四〇四のうち

革類

一 牛革、水牛革、馬革、豚革、めん羊及びやぎ革

乙のうち染めたもの又は着色したもの（牛革及び馬革に限るものとし、ローラーレザーを除く。）

四二五

海綿

五〇一のうち

植物性揮発油

一 芳香性のもの（二種以上混合したものは、分類上調合香料とみなす。）

甲のうちベルガモット油、シダー油、シトロネラ油、レモン油及びオレンジ油

丙 その他のうち

スピアミント油

はつか油

二 その他

乙 その他のうちパイン油

オリブ油

綿実油

注 輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用される綿実油については、その関税を免除する。

二割

二割

無税

二割
一割

無税

一割
一割五分

五分
無税
一割

日本国は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の規定に基き昭和二十九年政令第百五十五号により定められている関税の免除の取扱のための手続を変更する権利を留保する。ただし、法令の改正によつて実質的に譲許の効果をなくし、又はそのなうことは、しないものとする。

五一五のうち

獣脂

一 牛脂

二 その他のうち豚脂

五分

五一九のうち

炭化水素油（別号に掲げるものを除く。）

二 その他（動植物性油脂、せつけん、アルコール等を加えたものを含む。）

乙 その他のうち

潤滑油、切削油、絶縁油及び流動パラフィン

グリース

ペトロラタム（淡黄色よりも濃色のものに限る。）

五二〇

ワセリン

五二一のうち

パラフィン

二 その他

化粧せつけん、洗たくせつけん、薬用せつけんその他の洗浄用せつけん（せつけん質を主成分とするものに限る。）

一割五分

五二六のうち

二 その他のうち洗たくせつけん

油、脂及び蠟（別号に掲げるものを除く。）

二割

五二七のうち

トールオイル

一割

ショートニング

一割五分

つや出し用ワックス

一割五分

五二八のうち

油、脂又は蠟の製品（別号に掲げるものを除く。）

つや出し用ワックス

二割

六〇三のうち	肉豆蔻	無税
六〇四のうち	デリス根（キューベを含む。）	無税
六〇六のうち	コカ葉	無税
六〇七のうち	桂皮	無税
六一五のうち	没食子、五倍子、檳榔子、オーク樹皮その他の植物性タンニン材料	無税
六一九のうち	マンダロープ樹皮、ディビディビ及びタラ	無税
六二〇	生インディアラバー、生ガタパーチャ及びこれらの代用物（合成ゴムを除く。）	無税
六二一のうち	生インディアラバー、インディアラバーラテックス及び生ガタパーチャ	五分
六二二のうち	松脂	無税
六二六	アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）	無税
六三〇	コパールゴム及びダマールゴム	一割
六三三のうち	ゼラチン（写真用のものに限り。）	七分五厘
	硼酸	一割五分
	石炭酸（精製したものに限り。）	二割
六三九のうち	注 この号において「精製」とは、化学的精製及び工業的精製のいずれをも含むものとする。	
六四〇のうち	硝酸ソーダ（チリ硝石を含む。）	無税
	二 その他のうち天然のもの	無税
	硼酸ソーダ（精製したものに限り。）	無税
六四二のうち	注 この号において「精製」とは、化学的精製及び工業的精製のいずれをも含むものとする。	
	硝石（硝酸カリ）	無税
	天然のもの	無税

六五〇	過酸化水素	一割五分
六五五のうち	アセトン	二割
六六一	クロロホルム	二割
六六二のうち	ハイドロサルファイト及びこれに類する還元剤（ロンガリットを除く。）	一割五分
六六五	醋酸纖維素	二割七分五厘
六六六のうち	合成樹脂（原料用のものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。）	二割二分五厘
六六七	一 塩化ビニール系及び醋酸ビニール系のもの	無税
六六八	合成ゴム	二割五分
六六九	ゴム硫化促進剤及びゴム老化防止剤	五分
六七〇のうち	コイルタル分りゆう物及びこれと同じ成分を有するもの（別号に掲げるものを除く。）	
六七一のうち	トルエン	
	コイルタル分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの（医薬及び別号に掲げるものを除く。）	
	ジエトキシル・パラ・ニトロ・フェニール・チオ・フォスフェイト（殺虫剤用のものに 限る）、サリチル酸、オルソ・トルイジン及びクロロフェノール	二割
六七四のうち	ペニシリン及びストレプトマイシン	一割七分五厘
六八三のうち	人造香料及び調合香料	
六八四	人造香料（人造香味エキスを含む。）	二割五分
六八五のうち	歯みがき類	一割五分
	化粧品	
	二のうち口紅、紅及びクリーム（ひげそり用クリームを除く。）	三割五分
	三のうちおしろい	三割五分
	四 その他のおしろい	三割五分
六九五のうち	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。）	一割
	四エチル鉛	

水酸化アルミニウム	一割五分
ビタミン及びビタミン製剤	一割五分
ジエチルアミノアセト・二・六・キシリジッド	一割七分五厘
抗生物質	
オーレオマイシン	一割七分五厘
その他	二割
アセトニトリル	二割
プロピルアルコール	二割
トリエチレングリコール	二割
ポリエチレングリコール	二割
プロピレングリコール	二割
ソルビトール	二割
ソルボーズ	二割
フルフラール	二割
ナフテン酸	二割
アセチルサリチル酸	二割
メチオニン	二割
二・アミノピリミジン	二割
レシチン	二割
コチジンアセテート	二割
テストステロン	二割
天然染料（別号に掲げるものを除く。）	無税
パターダイ	一割
硫化亜鉛	一割五分
酸化チタン	一割五分

七一九	カーボンブラック	二割
七二〇	レーキ顔料	二割五分
七二三のうち	コールタール、ピッチ、アスファルト及び道路修築用のこれらの製品	無税
七二五のうち	ギルソナイト	
	インキ	
	一 印刷用のもの	
	甲 液状又は泥状のもの	
	甲の一 容器ともの一個の重量が十キログラムをこえるもの	一割七分五厘
	ロ その他のうちアルカリブルートナー	一割七分五厘
	甲の二 その他のうちアルカリブルートナー	二割二分五厘
七二九のうち	ワニス、パイロキシリンラッカー及び合成樹脂を含む塗料（別号に掲げるものを除く。）	二割五分
	繊維素塗料及びワニス	
	合成樹脂塗料	
七三〇のうち	ペイント	一割五分
七三三のうち	調製ペイント（エナメルペイント及び船底塗料を除く。）	一割
	染料及び顔料（別号に掲げるものを除く。）	一割五分
	パールエッセンス	
	セラミックカラー	
八〇一のうち	繊維素パルプ	五分
	製紙用亜硫酸パルプ、人造繊維用亜硫酸パルプ、製紙用クラフトパルプ及び人造繊維用クラフトパルプ	無税
八〇二のうち	繰綿	無税
八〇六のうち	亜麻、ちよ麻、ラミー、大麻、黄麻その他の植物繊維（別号に掲げるものを除く。）	
	カボック繊維及びサイザル麻繊維	
八一四のうち	羊毛、やぎ毛及びらくだ毛（カード又はコムしたものを含む。）	無税

八二二のうち	アルパカの毛	無税
八二二のうち	人造繊維（単繊維の長短を問わないものとし、撚つたものを含み、長さ十メートルの重量が五グラムをこえないものに限る。）	
九〇七のうち	一 合成繊維及び醋酸纖維素纖維のうち 合成纖維の織糸及び糸 人造纖維織物	二割五分
一〇一一のうち	一のうち合成纖維織物又は合成纖維と醋酸纖維素纖維との交織物（織幅が三十・四八センチメートルをこえるものに限るものとし、パイル織物、タオル地、レース地、網地、紋織布、搦織布、タイヤコード及びこれらに類するものを除く。） 帽子及び帽体 二 その他	二割二分五厘
一〇一二のうち	甲 フェルト製のもの くつその他のはき物	二割五分
一〇一五のうち	二 その他のうち革製のくつ（ゴム底又はコンボジション底のもの及び帆布製革底のものを含む。） バックル、スナップ、フック、アイその他の留金類（貴金屬、貴金屬をめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたものを除く。） スライドファスナー	三割
一〇一六のうち	身辺用細貨類（貴金屬、貴金屬をめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたものに限る。） 金を用いたもの（金の価格が全価格の百分の八十未満のものに限る。） 銀又は白金族の金屬を用いたもの	一割五分
一〇一七のうち	衣類、衣類の附属品及びその部分品（別号に掲げるものを除く。） 一 毛皮製若しくは毛皮付のもの又は貴金屬、貴金屬をめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ若しくはべつこうを用いたものうち	五割 五割

金を用いたもの（金の価格が全価格の百分の八十未満のものに限る。） 銀又は白金族の金属を用いたもの 洋服類及び外とう（毛製又は毛を交えたものに限るものとし、メリヤス製のものを除く。） 二 その他 甲のうち洋服類及び外とう（毛製又は毛を交えたもので、ししゅうしたものに限るものとし、メリヤス製のものを除く。） 乙 その他のうち洋服類及び外とう（使用していないもので、毛製又は毛を交えたものに限るものとし、メリヤス製のものを除く。） 壁紙 板紙（一平方メートルの重量が三百グラムをこえるものに限る。） チッシェペーパー（一平方メートルの重量が三十グラムをこえるもの及び別号に掲げるものを除く。） カーボンペーパー 書籍、習字本、習画本、楽譜、新聞、雑誌その他の印刷物（別号に掲げるものを除く。） 書籍、パンフレット及び定期刊行物 紙製品（別号に掲げるものを除く。） 金剛砂及びコランダムサンド（粉状のものを含む。） メタルポリシユ（別号に掲げるものを除く。） 貴石 一のうち機械用又は工業用に使用するために形作つたもの（ダイヤモンドを除く。） 石及びその製品（別号に掲げるものを除く。） 二 その他 乙のうち大理石（みがき板石及び製品に限る。） 石綿及びその製品（別号に掲げるものを除く。）	一一〇八 一一〇九 一一一一 一一二七 一一三七のうち 一一四二 一一〇四のうち 一一〇六 一一一一のうち 一一二三のうち 一一二六のうち	五割 五割 四割 三割 二割五分 一割 一割 一割五分 一割五分 無税 一割五分 無税 一割 五分 一割五分
--	---	--

一二二一のうち	石膏 ^{こし}	二のうち石綿製品（繊維、糸、ひも、なわ及び板状のものを除く。）	一割五分
一二二四のうち	粘土	一 焼いてないもの	無税
一二二七のうち	酸性白土		無税
一二二八のうち	石炭（亜炭及び泥炭を含む。）		無税
一二三二のうち	れき青炭（灰分の含有量が乾燥重量において全重量の百分の八をこえないものに限る。）		五分
一二三三のうち	石油コークス		無税
	ドロマイト及びマグネサイト（焼いたものを含む。）		無税
	マグネシヤクリンカー		無税
	鉱物及びその製品（別号に掲げるものを除く。）		無税
	一 加工してないもの、単に粉碎したもの又は単に焼いたもののうち ^{けいそう} 硅藻土		無税
	二 その他のうち		二割
	よう接用のよう媒		一割八分
一二〇一のうち	高温耐火セメント、ボンディングモルタルその他の耐火性建設材料		一割
	れんが（セメント製のものを除く。）		一割
	耐火れんが及び耐酸れんが		一割五分
一二〇四のうち	耐火性粘土製品（別号に掲げるものを除く。）		二割
	耐火性建設材料		一割
一二一四	眼鏡用ガラス（ ^い 鑄たもの又は切つたものに限る。）		一割五分
一二二一のうち	グラスファイバー、グラスウール及びこれらの製品		二割
	ガラス繊維織物（織幅が三十・四八センチメートルをこえるものに限る。）		一割
一二二三のうち	ガラス製品（別号に掲げるものを除く。）		一割
	二 その他		一割
	乙 その他のうちガラスコップ類		一割

一四〇一のうち	金属鋳（焼いたものを含む）、マット及び鋳さい	無税
一四〇五のうち	銅鋳及びモリブデン鋳（精鋳を含む）、アンチモニー鋳並びにボーキサイト鉄鋼（別号に掲げる特殊鋼を除く。）	
	一 塊及び片	
	丁 その他のうち海綿鉄	一割二分五厘
	二 棒（断面が丁形、アングル形等の形状を有するものを含む。）のうち鋼矢板	一割五分
	五 板のうち	
	めつきしていないもので、厚さが〇・九ミリメートルをこえないものブリキ板	一割五分
	七 帯のうち冷間圧延したもので、炭素の含有量が全重量の百分の〇・七五以上のもの	一割五分
	八 線索、撚線及び有刺鉄線のうち	一割五分
	線索（直径が七十ミリメートル以上のものに限る。）	
	九 管（別号に掲げるものを除く。）のうち	一割五分
	よう接又は引抜によつて作つたもので、金属をめつきしていないもの	一割五分
	铸造したもの	
一四一〇のうち	銅	一割
	二のうちブリストー銅の棒	
	注 転炉から鑄造によつて作つた棒をいう。	
一四一九のうち	真ちゆう及び青銅	
	二のうち	
	棒	一割五分
	管（金属をめつきしていないものに限る。）	一割五分
一五〇一のうち	くぎ、木ねじ、ボルト、ナット、リベット類（貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきしたものを除く。）	

一五〇三のうち	一 鉄鋼製のもののうち馬てい釘	一割五分
	金属網	
	一 織つたもの	二割
一五一〇のうち	甲 銅製、真ちゆう製又は青銅製のもの（エンドレスのものを除く。） ガスホルダー、液体タンク及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。） 無水式ピストン型ガスホルダー 圧搾ガス充填用鉄鋼製シリンドラー コック及びバルブ類（貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきしたものを除く。）	一割五分 一割五分 一割五分
一五一八のうち	二 その他	
	甲 鉄鋼製のもの	一割五分
	乙 その他のうち銅、真ちゆう又は青銅製のもの	一割五分
一五二二のうち	機械用の双物（金属、木材その他の硬質物切削用のものに限る。）、工匠具、農具及びこれらの部分品（別号に掲げるものを除く。） 一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリータツプ（柄又はわくを付けたものを除く。）のうち ねじれ鋸及びビット 二のうち金切弓鋸双（BWG二十二番より厚いもので、機械用以外の用途に使用するものに限る。）、円鋸双、ミリングカッター及びギアカッター 三 その他のうち バイト（機械用の双物であつて、金属をチップング、カッティング、ブレイニング、シェーピング、スライシング又はスプリッティングするために機械に取り付けて使用するへん平又は円形の双先を持った工具をいう。） 金切弓鋸双（BWG二十二番より厚くないものに限る。） のこぎりの双（金切弓鋸双を除く。） レンチ及びスパナ	二割 一割八分 一割五分 一割五分 一割五分 一割五分

一五二四のうち	工匠具類及び機械用刃工具類(シヨベル、スコップ、つるはし、ジャッキ、金敷、かなづち、レンチ、スパナ、パイプカッター、ラッチェット、やつとこ、ニッパ、プライヤー、万力、やすり、らせん錐、ダイストック、スクリュープレー、ダイヤモンドを用いた刃物、ダイス及びタップを除く。)	一割五分
二 その他	刃物(刃のついてない安全かみそりを含み、別号に掲げるものを除く。)	
乙 その他		
一五二五のうち	テールフォーク及びスプーン	一割八分
二 その他		
一五二八	クラウンボットルキャップ	二割
一五四四のうち	貴金属製品及び貴金属を用い、又は貴金属をめつきた金属製品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
	金製のもの、金を用いたもの又は金をめつきたもの(金の価格が全価格の百分の八十未満のものに限る。)	五割
	銀若しくは白金族の金属で製したもの、これらの金属を用いたもの又はこれらの金属をめつきたもの	五割
一五四七のうち	鉄鋼製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
	铸铁管用の継手(铸造のものに限る。)	一割五分
	よう接棒(よう媒を塗布したものに限る。)	二割七分
一六〇三	置時計及び掛時計	二割
一六〇四	電気時計(親時計及び子時計を含む。)	二割
一六〇五	ウォッチマンクロックその他の時刻を記録する時計	二割
一六〇八	ら針盤及びその部分品	一割五分
一六一一のうち	顕微鏡及びその部分品(電子顕微鏡を除く。)	一割五分
一六一二のうち	直尺、分度器、マイクロメーター、キャリパー、デバイダー、レベル及びゲージブロッ	

一六二五のうち	医療用機器、整形外科用機器及びこれらの部分品（別号に掲げるものを除く。） 医療用の電気機器（単に電動機で動作する器具及び装置を除く。）及びレントゲン装置 医療用（歯科用を除く。）及び外科用（麻酔用を含む。）の機器並びにその部分品（医療用の電気機器及び放射線機器（単に電動機で動作する器具及び装置を除く。）、外科用の針、鉗子、メス、のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品を除く。）	一割五分
一六二七のうち	金銭登録機、計算機その他これらに類するもの及びこれらのものの部分品 一のうち金銭登録機 二 その他のうち 計算機（手動式でないものに限る。）及びその部分品 金銭登録機の部分品	一割五分
一六二八	タイプライター及びその部分品	一割五分
一六二九	理化学用機器及びその部分品（別号に掲げるものを除く。）	一割五分
一六三〇のうち	映写機（使用フィルムの幅が十六ミリメートルをこえないものに限る。）	一割五分
一六三一のうち	写真機 一 映画用のもののうち使用フィルムの幅が十六ミリメートルをこえるもの 三 その他	二割
一六三二のうち	写真機の部分品 一 レンズ	三割
一六三三のうち	蓄音機（ラジオ受信装置を有するものを含む。） 電気蓄音機（ラジオ受信装置を有するものに限る。）	一割五分
一六三八	晴雨計	一割五分
一六二二のうち	タコメーター、シツプスログ、スチームエンジンシケーター、アネモメーター、ダイナモメーター、サイクロメーター、ペドメーターその他これらに類するもの タコメーター、速度計、高度計及びマイクロメーター	一割五分

一六三四のうち	蓄音機（コインオペレート式のものに限る。） 蓄音機（ラジオ受信装置を有するものを含む。）の部分品及び附属品（ラジオ受信装置用のものを除く。） 蓄音機用レコード	三割
一六三五のうち	楽器 手風琴	二割五分
一六三七のうち	電信機、電話機及びこれらの部分品（別号に掲げるものを除く。） 一のうち有線電信機 二のうちラジオ受信機 三 テレビジョン受像機及びそのシャシのうち 映像面の最大径が五十八・四二センチメートル以上のブラウン管を使用したもの その他	二割 一割五分 一割八分 二割五分 三割
一六四二のうち	四 その他 甲 真空管 自動車（自動三輪車及び原動力機をついたシャシを含む。） 一のうち乗用車（乗用ジープを含む、自動三輪車を除くものとし、輪距が二百五十四センチメートルをこえるものに限る。） 二 その他（バス、トラック、けん引車、救急車、消防車、散水車、道路掃除車及び液体運搬車を含む、無限軌道式のものを除く。）のうち 乗用ジープ用のシャシ（原動力機をついたもので、輪距が二百五十四センチメートルをこえないものに限る。） 乗用車のシャシ（乗用ジープ用のものを含む、自動三輪車用のものを除くものとし、原動力機をついたもので、輪距が二百五十四センチメートルをこえるものに限る。） 車輪式けん引車（蒸気機関式のもの及び自動三輪車を除く。）	三割 三割 三割五分 三割 三割 三割 三割

六八七ノ一三四

一六四三のうち

自動車の部分品（自動車用トレーラーを含み、原動力機を除く。）

一
シ
ヤ
シ

二 その他のうち

空気入りタイヤ

その他の部分品（ソリッドタイヤ、インナーチューブ及び電気装置を除く。）

一六四四のうち

自転車（サイドカー付のものを含む。）

一 機関付のものうち自動二輪車（機関の気筒容積が九百一・三立方センチメートル以上のものに限る。）

一六四六のうち

車両及びその部分品（別号に掲げるものを除く。）

無限軌道式けん引車（蒸気機関式のものを除く。）及びその部分品

一六四七のうち

航空機及びその部分品（原動力機を除く。）

飛行機（四基以上のエンジンを有するものに限る。）

その他の航空機（グライダーを除く。）

航空機の部分品（プロペラ、ゴムタイヤ及び電気装置を除く。）

一六五六

蒸気タービン及びその部分品

一六五八のうち

内燃機関

一のうち自動車用の内燃機関

二 その他のうち

航空機用の内燃機関

その他のうち重量が二百五十キログラムをこえ、一万キログラムをこえないもの

一六五九

ウォータータービン及びペルトン水車

一六六〇のうち

電動機（重量が五百キログラムをこえないものに限る。）

一六六二のうち

原動力機と発電機とを結合したもの

三割

三割

二割五分

三割

二割五分

一割五分

一割

一割五分

一割五分

三割

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一六六五	二 その他	一割五分
一六六八	クレーン	一割五分
一六六九	コンクリートミキサ	一割五分
一六七一のうち	しゆんせつ機	一割五分
一六七二のうち	気体圧縮機（重量が五千キログラムをこえないものに限る。）	一割五分
	ミシン（ミシンの頭部を含む。）	一割五分
	単針直線縫工業用ミシン	二割
	その他の工業用ミシン	一割五分
一六七五のうち	ポンプ（別号に掲げるものを除く。）	
	鉄鋼製ポンプ（液体用のもので、重量が五千キログラムをこえないものに限る。）のうち	
	タービンポンプ（吐出圧力が百気圧をこえるものに限る。）及びタービンポンプ以外の回	
	転式ポンプ（レシプロケーティングピストンポンプ、ロータリーピストンポンプ、プラ	
	ンジャーポンプ及びギヤーポンプを除く。）	
一六七七	水圧機	一割五分
一六七八のうち	ニューマチックツール	一割五分
一六七九のうち	金属工機械及び木工機械（ローリングマシン、ドロ잉マシン、ネールメーカーマシン、	
	シン、モールジングマシン、フランジングマシン、ベンジングマシン、リベッチングマシ	
	ン等を含む。）並びに金属及び木以外の硬質物加工用の切削機械（ニューマチックのもの及	
	び別号に掲げるものを除く。）	
	金属板用の剪断機	一割五分
	金属加工用の中ぐり盤（治具中ぐり盤を除く。）、歯切盤、研磨盤、旋盤、フライス盤及	
	びベンジングマシン	一割五分
	携帯用電気工具	一割五分
一六八〇のうち	紡織機械、紡績準備機械、紡績糸整理機械及び撚糸製造機械（ジンニングマシン、スコア	
	リングマシン、バンドリングマシン等を含む。）	

連続式段ボール製造機

ベルトコンベア

チェーンコンベア

プレート型熱交換機

ペレット飼料製造機

くつ製造機

れんが製造機

革なめし機及び革仕上機

真空管用の自動ブローイングマシン

簿記会計機械

本綴じ機

ディクタフォン

録音機及び再生機（事務用のものに限る。）

グレーダー

ブルドーザー

除草機

人力散粉機

土壌整理用及び耕作用の農業機械類（碎土機、除草機及びカルチベーターを除く。）

携帯用電気機器（家庭用のものを除く。）

軸受及びその部分品

ボールベアリング、ニードルベアリング及びローラーベアリング

ボールベアリング、ニードルベアリング及びローラーベアリングの部分品（ボール、ニードル及びローラーを除く。）

機械の部分品（別号に掲げるものを除く。）

二のうち鉄鋼製のロール及びローラー（重量が千キログラムをこえるものに限る。）

一六八八のうち

一六八七のうち

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

（条二・経五）

- 三のうち針布
- 四のうち製紙用のフェルト(エンドレスのものに限る。)
- 五 その他

- カード式統計機械の部分品
- 銅製のエンドレス帯(フィルム用又は箔用の製膜機に使用するものに限る。)
- 航空機用エンジンの部分品
- ウォータータービン及びペルトン水車の部分品
- クレーンの部分品
- しゆんせつ機の部分品
- 水圧機(金属加工用のものを除く)の部分品
- 梳綿機の部分品
- フルファッション式くつ下編立機の部分品
- 印刷機械(謄写機を含む)の部分品
- コイルカッターの部分品
- エキスカベーターの部分品
- 燃線機の部分品
- 無段変速機の部分品
- ペルトコンベアの部分品
- チェーンコンベアの部分品
- 簿記会計機械の部分品
- 事務用のテープレコーダーの部分品
- 除草機の部分品
- 人力散粉機の部分品
- 土壤整理用及び耕作用の農業機械類の部分品

一割
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
一割五分
無税

一七〇一

コプラ